

貸切バスの運賃・料金の見直しについて、国土交通省から周知依頼がありましたのでお知らせします。併せて、教育現場で利用される貸切バスの安全確保のため、「貸切バス選定・利用ガイドライン」も再度周知します。

事 務 連 絡

令和5年8月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

貸切バスの運賃・料金の見直しに係る周知について（依頼）

このたび、国土交通省より別紙1のとおり、標記の件について周知依頼がありましたのでお知らせします。本年10月までに順次新たな運賃・料金制度が適用されることになります（別紙2）。今回の運賃・料金の見直しは、深刻な運転者不足の解消や、さらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるようにするためであり、これらは教育現場で利用されている貸切バスの安全確保にも資するものです。

なお、本件見直しについては、1年以上前から従前の運賃・料金を前提に計画が進められている修学旅行等宿泊を伴う学校行事については、引き続き従来の運賃・料金を適用できるようにするなどの経過措置が設けられています。

また、安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用のガイドライン」についても、改めて周知しますので、貸切バスを選定・利用する際にご活用ください。

※「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」

概要版 別紙3参照

詳細版 URL [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

以上のことについて、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の幼保連携型認定こども園に対して、周知をお願いいたします。

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
電話：03-5253-4111（内線 2695）  
E-mail：anzen@mext.go.jp

事務連絡  
令和5年8月23日

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課 御中

国土交通省自動車局旅客課

### 貸切バスの運賃・料金の見直しに係る周知について（依頼）

現在の貸切バスの運賃・料金については平成26年4月から適用されているところですが、深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるようにするために現在の運賃水準の見直しを行うこととなり、本年10月1日までに順次新たな運賃・料金が適用されます。

児童、学生の通学や学校行事等の場面において貸切バスが利用されているところですが、今回の運賃・料金の見直しが、教育現場で行われる貸切バス輸送の安全確保にも資するものであることから、本年10月以降の貸切バスのご利用にあたっては新運賃・料金を適用していただきますよう全国の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等に対して周知をお願いいたします。

なお、新たな運賃・料金の適用前までに運送の引受を合意している場合については、契約の締結が適用日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができることとするほか、1年以上前から従前の運賃・料金を前提に計画が進められている修学旅行等宿泊を伴う学校行事については、引き続き従来の運賃・料金を適用できるようにする経過措置を設けることとしております。

また、本周知と併せまして、価格面だけでなく、安全面に留意して貸切バスを選定いただけるよう作成した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」につきましても、改めて周知いただきますようお願いいたします。

ご不明点等ございましたら、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」については、以下のURLよりご覧ください。

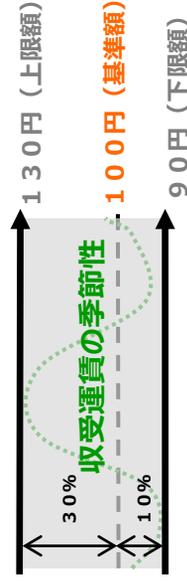
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

- 現行制度においては、需要の季節変動に対応することを想定して、基準額（原価ライン）の+30%（上限額）と-10%（下限額）の幅で運賃を公示することとなっている。
- 今般、貸切バス事業者が、深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるようにするため、現行の公示方法から、基準額を「下限額」とする公示方法に見直す。
- 公示方法の見直しと併せて、現状の社会経済状況にあわせて「下限額」の引き上げを行う。

### 【公示方法の見直し】

□旧公示方法：上限額130円、下限額90円を公示

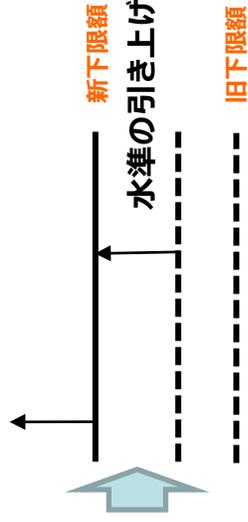
□新公示方法：下限額100円を公示



基準額を「下限額」とする

100円 (下限額)

### 【下限額の引き上げ】



【実勢値上率】 ※旧下限額から新下限額への値上率

北海道	東北	関東	北陸信越	中部
24%	21%	26%	24%	26%
近畿	中国	四国	九州	沖縄
25%	23%	28%	32%	20%

※一般的な観光バスにおける運行（走行距離：190km/時間：5時間）に当てはめた場合の値上率

### 【今後のスケジュールについて】

- 8月25日 新公示方法にかかる通達施行／地方運輸局長から新下限額を公示
- 8月25日～9月25日 貸切バス事業者による運賃・料金の届出（**下限額のみ**を届出）
- 10月1日まで 貸切バス事業者が新運賃・料金の適用を開始

# (参考)新公示運賃額 ※旧下限額と新下限額の比較

距離：1kmあたり単価  
時間：1時間あたり単価

	北海道				東北				関東				北陸信越				中部			
	旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額	
	距離	時間																		
大型	120	4,250	140	5,570	140	5,160	170	6,530	120	5,310	160	6,580	120	5,090	150	6,440	110	5,310	140	6,820
中型	100	3,580	120	4,700	120	4,360	150	5,520	100	4,490	140	5,560	100	4,300	130	5,430	90	4,480	120	5,760
小型	90	3,080	100	4,030	100	3,740	130	4,740	80	3,850	120	4,770	90	3,690	110	4,670	80	3,850	100	4,940

	近畿				中国				四国				九州				沖縄			
	旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額		旧下限額		新下限額	
	距離	時間																		
大型	120	5,990	160	7,390	150	5,010	190	6,320	100	5,050	140	6,380	100	4,790	140	6,330	170	4,060	200	5,230
中型	100	5,060	130	6,240	130	4,230	160	5,330	90	4,260	120	5,380	90	4,040	120	5,350	150	3,430	170	4,420
小型	90	4,340	110	5,360	110	3,630	140	4,580	70	3,660	100	4,620	80	3,470	100	4,590	120	2,950	140	3,790

※車種区分の定義

大型・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型・・・大型車、小型車以外のもの

小型・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

旅行業者、地方自治体、学校関係者等の発注者に、安全性を重視して貸切バスを選定して頂くよう、貸切バスを選定・利用する際のポイントを示したガイドラインを策定し、その活用について周知を図るとともに、これに沿った貸切バスの選定がなされるよう指導・要請。

### 選定・利用のポイント（例）

- ①行程検討の際の留意点
  - ・運転者の労働時間、運転時間、休憩等についての規則等为前提とした行程の作成
- ②事業者の選定に関する留意点
  - ・事業許可・営業区域の確認
  - ・サービスの安全性を判断する上で参考となる情報（行政処分の状況、任意保険加入状況、貸切バス事業者安全性評価認定制度、高速ツアーバス運行事業者リスト等）
- ③貸切バス調達に係る入札等における留意点
  - ・安全性を含めて総合的に評価する選定方法を推奨（安全性に係る評価項目を提示）
- ④運送契約に関する留意点
  - ・標準運送約款の要点（運送申込みと契約の成立、契約の変更、運賃及び料金、キャンセル料）
  - ・事故・故障等緊急時の連絡先・対応の確認

### 貸切バス選定・利用ガイドラインの役割

